

溶接ヒューム濃度測定に関するお知らせ

～令和3年4月1日から溶接ヒューム等は特定化学物質として規制対象となります。～

令和2年に、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正されました。

今後は、金属をアーク溶接する作業等（以下「金属アーク溶接等作業」という。）において、金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒューム等へのばく露防止措置の実施が必要となります。

【事業者様において実施が必要な事項】

以下に、溶接ヒュームへのばく露防止関係において実施が必要な事項を抜粋します。

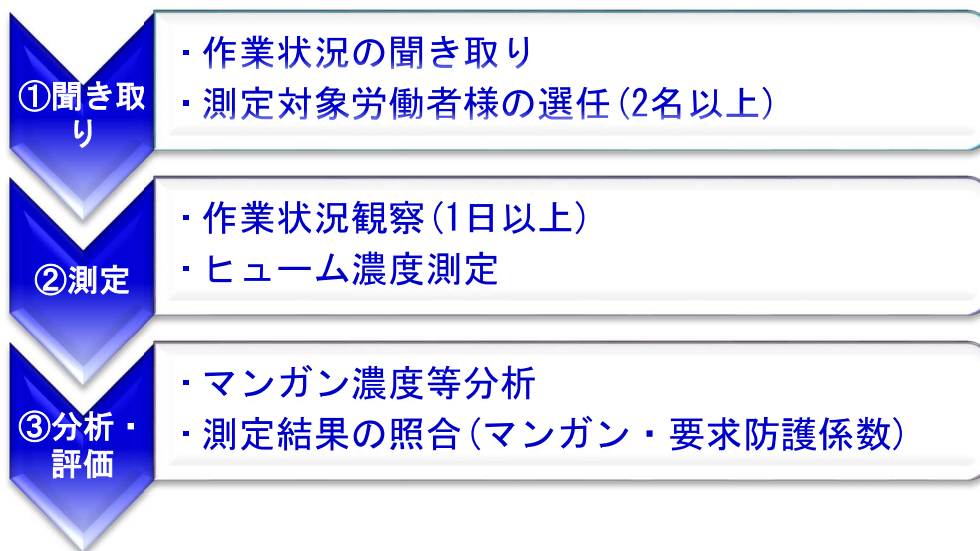
表-1 事業者様において実施が必要な事項

R2年	R3年	R4年～
<p>【準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金属アーク溶接等作業に係る特定化学物質等作業主任者の選定の検討 屋内作業場での金属アーク溶接等作業に従事する労働者の把握 換気装置、呼吸用保護具の確認・整備 屋内作業場が水洗等で掃除できる構造か確認 	<p>【法令事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的に金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場での空気中の溶接ヒューム濃度の測定（年度内） 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場の1日1回以上の水洗等による掃除 金属アーク溶接等作業に従事する労働者等に対する健康診断の実施 <p>【準備事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定化学物質等作業主任者の技能講習の受講等 作業場内の溶接ヒューム濃度に応じた換気装置等の準備 呼吸用保護具の準備 	<p>【法令事項(R4年)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業主任者の選任 作業場内の溶接ヒューム濃度に応じた換気 金属アーク溶接等作業に従事する労働者に呼吸用保護具を装着させる <p>【法令事項(R5年)】</p> <ul style="list-style-type: none"> フィットテストの実施

当分析センターは、表-1のR3年度内に実施が必要な事項「溶接ヒューム濃度の測定」について、いち早く対応可能な体制を整え、お客様のニーズにお応えしております。

【測定に関する主な流れ】

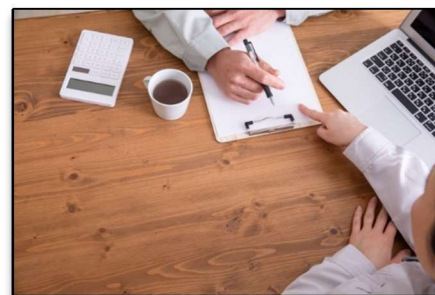
測定に関する流れは以下のとおりです。



① 聞き取り(事前ヒアリング)

事前ヒアリングシートを用いて、「溶接作業に関する普段の状況」、「母材の種類など取扱物質」、「溶接方法(被覆アーク溶接、MAG溶接、TIG溶接、MIG溶接など)」「労働者様の移動範囲」などを確認させていただきます。

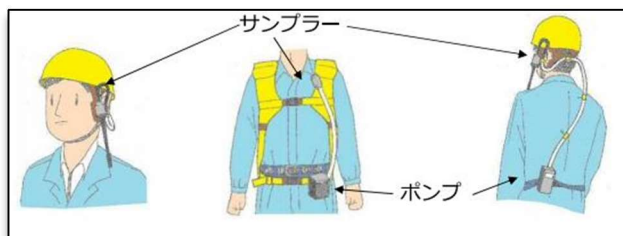
また、その際に、測定対象となる労働者様をお客様に選任させていただきます。



② 測定

後日、「①」で選任していただいた労働者様に、測定機材を装着し、作業していただきます。

2名以上の方を選任、1日以上の上の装着が必要となります。(1名しかいない場合は2日間となります)また、当日は、作業状況を観察させていただき、休憩時間等に測定機材の発停などのご協力をお願いいたします。



③ 分析・評価

「②」で測定した機材(ろ紙など)を持ち帰り、その分析結果から「マンガンとしての濃度(0.05mg/m³を超過した場合は、換気風量の増大等の検討が必要。)」および「要求防護係数(呼吸用保護具の選定に必要な数値)」を算出し、基準と照合した報告書を提出いたします。

地球の恵みを、社会の望みに。

 **エア・ウォーター北海道株式会社**

産業戦略部 環境分析部

〒062-0052 札幌市豊平区月寒東2条16丁目1番

当社ホームページもご覧ください！

エア・ウォーター北海道

検索



<http://www.hokkaido-awi.co.jp>